

協働とまちづくり

表紙で地域まちづくり推進委員会の活動を紹介していますが、宮崎市では「地域自治区制度」のもと、各地域でそれぞれ独自のまちづくりが行われています。地域の連帯感の希薄化、地域課題の多様化、複雑化していく中で、住民主体のまちづくりを推進する必要があったことが地域自治区制度導入の背景です。地域自治区には地域協議会と実践組織である地域まちづくり推進委員会が設置されています。今後のまちづくりでは、地域協議会、地域まちづくり推進委員会と市民活動団体、NPO法人等の様々な団体との協働を推進していくことが重要と考えます。

このページでは、まず「協働」についての簡単な説明、さらにまちづくりの基本となる2つの組織を紹介します。

<協働>

「協働」とは、異なる環境にある者や、異なる考え方を持った者が共通の目的に対して活動することで、今までにないものを創り上げていくことです。

また、市民との協働とは、市民と行政が、それぞれの特性をいかし、共通する目的のため、対等なパートナーであることを認識しながら活動することです。

<協働のメリット>

- ①公共サービスの担い手の多様化
- ②市民の公益活動や市政へ参画する場の拡大
- ③より的確できめ細かなサービスの実現
- ④新しい社会ニーズの発掘と課題解決
- ⑤自立型地域社会の構築



地域協議会

地域住民の意見を市政に反映させるための組織。

地域内に居住する方で、地域内で活動する自治会や子ども会、老人クラブなどの各種団体等からの推薦の委員と、公募による委員で構成。

<役割>

- ・市長への提言
- ・地域の課題を解決



協力・連携



課題解決の
実行要請

地域まちづくり推進委員会

地域コミュニティ活動交付金の交付を受け、まちづくりを実践する地域住民の組織で、現在、宮崎市内で27団体が設立。

だれでも、自由に参加することができ、現在約2,200人のメンバーが参加・参画しています。その構成は、地域住民からの応募、自治会・PTAなどの地域の各種団体やNPOに所属する方など様々で、各部会（又は実行委員会）に分かれて事業を実施しています。

<役割>

- ・地域の課題解決に向けて取り組む

